

議案第16号

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

渋江児童館の位置を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

葛飾区児童館条例（昭和41年葛飾区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区渋江児童館の項中「〃 東四つ木二丁目15番11号」を「〃 東四つ木一丁目20番4号」に改める。

付 則

この条例は、令和3年5月6日から施行する。